

気候変動対策認証センターの設置について

1. 設立の経緯

環境省は、平成 20 年 2 月に「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（以下、環境省指針）を公表し、4 月にはカーボン・オフセットフォーラム（J-COF）を設立するなど、「市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が温室効果ガスの排出量削減・吸収量増加に主体的に取り組む国民運動」等の一環として、カーボン・オフセットの取組の普及に努めてきた。

環境省指針を受けて平成 20 年度に設置された課題別ワークショップ「カーボン・オフセットに係る透明性の確保並びに第三者認証及びラベリング」や「カーボン・オフセットに用いられる VER（Verified Emission Reduction）の認証基準に関する検討会」における議論においては、これらの気候変動対策分野における「第三者認証の重要性」が指摘されている。

これらの指摘を鑑み、近日中に社団法人海外環境協力センター内に、以下の事務局機能を設置することとした。なお、利害抵触防止の観点等を踏まえ、カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）事務局と組織、人、情報等の面でファイアウォールを設けている。

名 称：気候変動対策認証センター

英 語 名：Certification Center on Climate Change, Japan（略称：CCCCJ または 4CJ）

2. 業務内容（案）

気候変動対策認証センターにおいて実施する主な業務としては、①カーボン・オフセットに係る第三者認証及びラベリングスキームの運営、②あんしんプロバイダー制度の運営、③オフセット・クレジット（J-VER）制度の運営を想定している。

①カーボン・オフセットに係る第三者認証及びラベリングスキームの運営

課題別ワークショップ「カーボン・オフセットに係る透明性の確保並びに第三者認証及びラベリング」の検討に基づき、平成 21 年度におけるカーボン・オフセット第三者認証・ラベリング業務の運営を行うモデル認証機関として機能し、カーボン・オフセット第三者認証・ラベリングに関する知見を蓄積の上、将来のカーボン・オフセット第三者認証・ラベリングスキーム設計にあたってこれらの知見を活用できるように還元する。

②「あんしんプロバイダー¹制度」の運営

「あんしんプロバイダー制度」は、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出削減量クレジットの取扱い方を確認し、手続きの妥当性等を審査した上で、ウェブサイト等において一定の信頼性が確保されたオフセット・プロバイダー名を公表することによって、消費者等がオフセット・

¹ ここでのオフセット・プロバイダーとは、国別登録簿口座又はオフセット・クレジット（J-VER）登録簿口座を保有し、排出削減量クレジットの無効化等のサービスを提供する事業者をその対象とする。

プロバイダーの信頼性を識別できるようにするための取組である。

カーボン・オフセットに関し、諸外国においては、排出削減量クレジットのダブルカウントや実態のない排出削減量クレジットの取扱い等の不正問題が発生していることから、カーボン・オフセットの取組を検討している国内事業者からは、一定の信頼性が確保されたオフセット・プロバイダー一名をウェブサイト等において確認できるような仕組みに対する要望が生じている。一定の信頼性が確認されたオフセット・プロバイダー一覧を情報公開することは、カーボン・オフセット第三者認証の手続きをより円滑に進めることにも貢献し、それらオフセット・プロバイダーの利用促進により、カーボン・オフセットの取組の普及や質的向上を後押しするものとなる。

（手続きの概要）

- ①希望するオフセット・プロバイダーによる制度参加申請
- ②申請者の事業所におけるカーボン・オフセットに関する手続き²の立会確認
- ③気候変動対策認証センターウェブサイト上でのオフセット・プロバイダー名の公表³
 - ・以降、1年に1度の立会確認（手続き②）、3か月に一度の書類審査等を行い、ウェブサイト上での公表内容を更新していく。
 - ・立会確認や書類審査の過程でクレジット管理等において不鮮明な点があれば注意喚起を行った上で、場合によっては警告、立ち入り検査、ウェブサイト上における情報提供中止等を行う予定である。

③オフセット・クレジット（J-VER）制度の運営

「カーボン・オフセットに用いられる VER（Verified Emission Reduction）の認証基準に関する検討会」において、カーボン・オフセットの取組を行う事業者からの国内における排出削減・吸収クレジットの使用に対するニーズに応える形で、オフセット・クレジット（J-VER）制度の設計が進められている。これらの議論の結果等に基づき、制度運営に必要な業務を担う。

² カーボン・オフセット案件概要、案件別クレジット管理状況、クレジット種別の調達・無効化量（計画・実績）、情報提供内容、クレジットに関する購入から無効化までのフロー、国別登録簿口座及びオフセット・クレジット（J-VER）登録簿口座との残高の一致等を予定している。

³ 適切に手続きが行われている旨を公表するものであり、具体的な案件の詳細は公表しない。